国の債権に係る情報の公表

厚生労働省　（労働保険特別会計徴収勘定）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

（単位：百万円）

	平成29年度								平成30年度								令和元年度							
	管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額					管理対象債権額			消滅額				
		前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分			前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額						うち不納欠損額		うち不納欠損額
合　計	2,731,450	93,532	2,637,918	2,648,762	43,840	5,452	2,604,922	10	2,608,756	88,448	2,520,307	2,535,782	42,827	4,629	2,492,954	9	2,642,930	79,985	2,562,944	2,573,033	39,253	4,396	2,533,779	13
備　考	主な管理対象債権額 保険料債権　2,715,241百万円			主な消滅額 保険料債権　2,642,122百万円					主な管理対象債権額 保険料債権　2,593,510百万円			主な消滅額 保険料債権　2,529,296百万円					主な管理対象債権額 保険料債権　2,628,743百万円			主な消滅額 保険料債権　2,566,885百万円				

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

（単位：百万円）

	平成29年度末現在額									平成30年度末現在額									令和元年度末現在額								
		一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分			一般分（徴収停止分を除く。）						徴収停止分	
		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計					本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計			
		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分		履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	本年度発生債権分	前年度以前発生債権分
債権の種類																											
（部）																											
（款）　保険収入																											
（項）　保険料収入																											
（目）保険料債権	73,119	8,413	24,519	20,240	19,945	28,654	44,464	－	－	64,214	7,988	19,318	17,283	19,623	25,272	38,942	－	－	61,857	9,322	19,827	15,131	17,577	24,453	37,404	－	－
（款）　一般拠出金収入																											
（項）　一般拠出金収入																											
（目）石綿健康被害救済拠出金債権	43	10	0	32	0	43	0	－	－	37	10	0	27	0	37	0	－	－	34	10	0	23	0	33	0	－	－
（款）　雑収入																											
（項）　雑収入	9,525	37	15	9,472	－	9,510	15	－	－	8,721	29	4	8,687	－	8,717	4	－	－	8,005	30	6	7,968	－	7,998	6	－	－
（目）返納金債権	0	0	－	0	－	0	－	－	－	0	0	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
（目）延滞金債権	9,375	23	－	9,351	－	9,375	－	－	－	8,587	19	－	8,568	－	8,587	－	－	－	7,875	19	－	7,856	－	7,875	－	－	－
（目）追徴金債権	65	13	15	36	－	50	15	－	－	48	10	4	33	－	43	4	－	－	44	10	6	26	－	37	6	－	－
（目）弁償金債権	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－	0	－	－	0	－	0	－	－	－
（目）損害賠償金債権	84	－	－	84	－	84	－	－	－	84	－	－	84	－	84	－	－	－	84	－	－	84	－	84	－	－	－
合　計	82,687	8,461	24,534	29,745	19,945	38,207	44,480	－	－	72,973	8,029	19,323	25,997	19,623	34,026	38,947	－	－	69,897	9,363	19,834	23,123	17,577	32,486	37,411	－	－

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計と合致しないものがある。